

議会の議決を経ずに行った教師用指導書等の購入について

1 概要

令和6年度に購入した小学校教師用指導書等について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に規定する予定価格2,000万円以上の財産であり、議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに契約していたことが判明いたしました。

2 対象案件

令和6年度小学校教師用指導書及び指導資料（契約金額31,106,570円）

3 判明の経緯

他の自治体における同様の案件に関する新聞報道を受け確認したところ、本市においても議会の議決を経ずに、購入していたことが判明しました。

なお、過去に遡って調査したところ、該当したのは本件のみでした。

4 議会の議決を経ないまま契約を締結した理由

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについて議決が必要とされているが、消耗品が財産に該当するとの認識に欠けていたことによるものです。

5 今後の対応

大船渡市議会令和6年第3回定例会において、財産の取得の追認を求める議案を提出する予定です。

今後、改めて関係法令の確認を徹底するとともに、契約事務を進める際のチェック体制を強化し、適正な事務執行に努めます。